

芦 監 報 第 1 5 号

平成28年1月15日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 森 しずか

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（事務監査）を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）
- II 監査の対象 福祉部各課所管，上下水道部下水道課及び選挙管理委員会事務局の事務のうち収入事務を重点項目とし，平成27年4月1日から平成27年9月30日における収入事務が法令に準拠し，適正かつ効率的に執行されているかどうかにつき，監査を実施した。
- [福祉部]
社会福祉課，地域福祉課，福祉センター，生活援護課，障害福祉課，
高齢介護課
- [上下水道部]
下水道課
- [選挙管理委員会]
選挙管理委員会事務局
- III 監査の期間 平成27年10月19日から平成27年12月21日まで
- IV 監査の実施要領 監査の実施にあたっては，歳入予算の執行状況等の関係書類及び帳簿の提出を求め，関係職員からの説明を聴取するとともに，文書管理システム登録文書等から抽出する方法で監査を行った。
- V 監査の結果 次のとおりである。

[社会福祉課]

1 組織及び事務事業（平成27年9月30日現在）

社会福祉課の組織は、課長1名、係長2名、主査1名、一般事務職3名及び再任用職員（一般事務職）1名の合計8名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）6名が配置されている。

事務事業としては、福祉行政に係る調査・調整・企画、福祉に係る基金、阪神福祉事業団、社会福祉施設（保育所を除く。）の設置・整備、社会福祉法人の設立認可・指導・監査等、地域密着型サービスの事業所等の指定、福祉関係団体、福祉のまちづくりの推進、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金及び老人・乳幼児等・母子家庭等・心身障害者（児）等の医療費助成に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成27年9月30日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
国庫支出金	194,239,000	130,035,000	130,035,000	0	100.00
県支出金	186,501,000	0	0	0	-
財産収入	390,000	196,704	196,704	0	100.00
寄附金	1,000	10,000	10,000	0	100.00
繰入金	700,000	0	0	0	-
諸収入	33,187,000	14,557,060	14,557,060	0	100.00
計	415,018,000	144,798,764	144,798,764	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 国庫支出金等の補助金については、交付決定通知書の收受日が調定日となるが、請求書の提出日を調定日としているもの、また、福祉医療の診療報酬返還金の調定日は請求した日となるが、文書の收受日としていたのが見受けられたので改められたい。
- (2) 芦屋市事務分掌規則では、社会福祉課が友愛基金、長寿社会福祉基金、ボランティア基金及び西田房子福祉基金に関する事務を所掌するとなっているが、実際には地域福祉課が4つの基金のうちボランティア基金及び西田房子福祉基金に関する事務を執行している。両課においては関係課とも協議の上、規則改正も含めて事務の整合性を図られたい。

[地域福祉課]

1 組織及び事務事業（平成27年9月30日現在）

地域福祉課の組織は、課長1名、係長2名、一般事務職3名及び保健職6名の合計12名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助2名及び看護職1名）3名が配置されている。

事務事業としては、社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会、芦屋市民生児童委員協議会、福祉ボランティア、地域支援事業、地域福祉の推進、トータルサポート及び権利擁護支援センターに関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成27年9月30日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
国庫支出金	26,231,000	0	0	0	-
県支出金	6,794,000	0	0	0	-
財産収入	3,432,000	1,705,244	1,705,244	0	100.00
繰入金	2,000,000	0	0	0	-
計	38,457,000	1,705,244	1,705,244	0	100.00

[介護保険事業特別会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
国庫支出金	80,566,000	0	0	0	-
支払基金交付金	21,831,000	16,061,000	6,695,000	9,366,000	41.68
県支出金	40,283,000	0	0	0	-
計	142,680,000	16,061,000	6,695,000	9,366,000	41.68

3 指摘事項

- (1) ボランティア基金及び西田房子福祉基金について、地域福祉課が事務処理を行っている。しかし、芦屋市事務分掌規則では社会福祉課の所掌事務となっていることから、両課においては関係課とも協議の上、規則改正も含めて事務の整合性を図られたい。

[福祉センター]

1 組織及び事務事業（平成27年9月30日現在）

福祉センターの組織は、センター長1名、係長1名及び一般事務職1名の合計3名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）2名が配置されている。

事務事業としては、福祉総合相談、障がい者・障がい児の生活支援、子育て支援、高齢者の生活支援及び福祉団体の活動・ボランティア活動の支援に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成27年9月30日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	2,911,000	2,123,598	2,095,148	28,450	98.66
諸収入	2,511,000	1,254,817	1,254,817	0	100.00
計	5,422,000	3,378,415	3,349,965	28,450	99.16

3 指摘事項

- (1) 福祉センター目的外使用料について、使用許可の指令書には「納入通知書により、指定日までに納入すること」とあるが、納入通知書に納入期限の記載がないため芦屋市財務会計規則第29条第2項に基づいて明記するよう改められたい。
- (2) メンタルサポートセンター室使用料について、毎月調定しているが、「建物質貸借契約書」を一年契約で交わしているため、契約日4月1日に一年分の調定するよう改められたい。また、契約書に支払方法（月払・年払い）の記載がされておらず、納期も「納入通知書の指定日」とあるが納入通知書に納入期限の記載がないため芦屋市財務会計規則第29条第2項に基づいて明記するよう改められたい。

[生活援護課]

1 組織及び事務事業（平成27年9月30日現在）

生活援護課の組織は、課長1名、係長1名、主任1名、一般事務職7名及び再任用職員1名の合計11名が配属され、さらに嘱託職員3名及び臨時的任用職員（事務補助）1名が配置されている。

事務事業としては、生活保護法による援護措置・法外援護措置、援護資金、応急扶助、被災者の援護及び災害援護金・義援金・弔慰金・貸付金等に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成27年9月30日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
国庫支出金	958,393,000	786,000,000	550,166,000	235,834,000	70.00
県支出金	22,237,000	19,878,000	9,938,000	9,940,000	49.99
諸収入	19,961,000	400,877,630	17,403,727	383,473,903	4.34
計	1,000,591,000	1,206,755,630	577,507,727	629,247,903	47.86

3 指摘事項

- (1) 県支出金の生活保護費負担金について、第1回目の負担金の交付日で調定しているが、補助金交付決定の通知文書の收受日が調定日となるので、その日を調定日とするよう改められたい。
- (2) 文書管理システムにおいて、收受供覧・起案文書に新たに文書番号を設定せず、「受」のまま起案・供覧している文書が散見されたので文書取扱規程第37条に基づいて適正に処理されたい。

[障害福祉課]

1 組織及び事務事業（平成27年9月30日現在）

障害福祉課の組織は、課長1名、係長2名及び一般事務職5名の合計8名が配属され、さらに嘱託職員（手話通訳）1名が配置されている。

事務事業としては、障害者計画、身体障害者手帳・療育手帳の交付、地域生活支援事業、市福祉金、障害者の社会参加、障害福祉計画、精神障害者保健福祉手帳の交付、障害福祉サービス、自立支援医療の支給、みどり地域生活支援センター、障がい児機能訓練、障害者の就労支援及び障害福祉に関する啓発・普及に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成27年9月30日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円、%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
分担金及び負担金	668,000	576,900	195,600	381,300	33.91
使用料及び手数料	776,000	75,000	87,000	-12,000	116.00
国庫支出金	602,898,000	255,410,894	255,410,894	0	100.00
県支出金	296,068,000	0	0	0	-
諸収入	70,200,000	27,757,613	27,757,613	0	100.00
計	970,610,000	283,820,407	283,451,107	369,300	99.87

3 指摘事項

- (1) 文書管理システムにおいて、收受供覧・起案文書に新たに文書番号を設定せず、「受」のまま起案・供覧している文書が散見されたので文書取扱規程第37条に基づいて適正に処理されたい。

[高齢介護課]

1 組織及び事務事業（平成27年9月30日現在）

高齢介護課の組織は、課長1名、主幹1名、係長3名、一般事務職9名及び再任用職員（一般事務職）2名の合計16名が配属され、さらに嘱託職員（事務）10名及び臨時的任用職員（事務補助4名・産休代替1名）5名が配置されている。

事務事業としては、老人福祉法による援護及び施設の管理、高齢者の生活支援、高齢者福祉計画の策定・評価、芦屋ハートフル福祉公社・シルバー人材センターに関すること、高齢者の団体を含む生きがい活動等及び高齢者一般施策に関すること、介護保険法による保険給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター運営、介護保険事業計画の策定・評価、介護認定、介護予防事業、被保険者の資格審査、保険料の賦課・徴収・収納・滞納処分及び介護保険制度に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成27年9月30日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円、%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
分担金及び負担金	12,626,000	5,156,950	3,640,040	1,516,910	70.59
使用料及び手数料	46,000	28,584	28,584	0	100.00
国庫支出金	8,014,000	7,570,260	5,046,000	2,524,260	66.66
県支出金	191,387,000	3,277,000	2,523,000	754,000	76.99
財産収入	2,752,000	2,752,260	1,376,130	1,376,130	50.00
諸収入	7,067,000	1,008,902	105,245	903,657	10.43
計	221,892,000	19,793,956	12,718,999	7,074,957	64.26

[介護保険事業特別会計]

(単位：円、%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
介護保険料	1,845,210,000	1,856,664,592	895,654,563	961,010,029	48.24
使用料及び手数料	210,000	84,402	84,402	0	100.00
国庫支出金	1,764,308,000	1,421,720,000	744,976,000	676,744,000	52.40
支払基金交付金	2,155,832,000	2,048,697,000	853,629,000	1,195,068,000	41.67
県支出金	1,088,463,000	1,003,603,000	456,180,000	547,423,000	45.45
財産収入	75,000	37,863	37,863	0	100.00
繰入金	1,242,896,000	100,000,000	100,000,000	0	100.00
繰越金	133,944,000	133,944,225	133,944,225	0	100.00
諸収入	455,000	14,448,373	666,047	13,782,326	4.61
計	8,231,393,000	6,579,199,455	3,185,172,100	3,394,027,355	48.41

3 指摘事項

- (1) 国・県支出金で低所得者保険料軽減負担金があるが、交付決定通知書の收受日が調定日となる。しかしながら、交付決定通知書に收受日付印の押印がなく、文書管理システムによる收受処理もされていないため調定日が特定できない。今後、文書の收受に関しては、文書取扱規程第23条に基づく收受処理を行うよう改められたい。また、介護保険に関する文書についても介護給付費などで同様の事案が散見されることから再度、文書管理システムに基づいた收受処理を周知するよう徹底されたい。
- (2) 介護保険料の納付について、庁舎外において納付してもらう場合は複写式の領収書（簿冊）で収納することになっている。この複写式の領収書（簿冊）は50番単位で綴られており、簿冊で管理すべきものであるが、切り取られて収納済通知書の綴りに綴じられていたため、簿冊には書き損じの領収書が付いているだけであった。事故に繋がる恐れもあることから、今後は簿冊単位で領収書の控えを保管するよう改められたい。

[下水道課]

1 組織及び事務事業（平成27年9月30日現在）

下水道課の組織は、課長1名、係長3名、主査1名、一般技術職8名及び再任用職員2名（主査1名、一般技術職1名）の合計15名が配属され、さらに臨時的任用職員1名が配置されている。

事務事業としては、下水道事業特別会計に係る事務、下水道使用料・手数料、兵庫東流域下水汚泥処理、下水道事業の都市計画決定・事業決定、下水道施設の新設・改良工事の施工、開発行為等に伴う事前協議、下水道施設等の維持管理、河川・海岸の環境美化、排水設備・除害施設及び特定施設の設置の指導監督に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成27年9月30日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[下水道事業特別会計]

(単位：円、%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
分担金及び負担金	12,513,000	4,068,000	3,487,000	581,000	85.72
使用料及び手数料	1,118,799,000	436,232,756	406,774,453	29,458,303	93.25
国庫支出金	46,633,000	0	0	0	-
県支出金	14,217,000	3,235,000	3,235,000	0	100.00
財産収入	0	92,000	0	92,000	0.00
繰入金	1,147,108,000	300,000,000	300,000,000	0	100.00
繰越金	6,495,000	10,940,036	10,940,036	0	100.00
諸収入	3,588,000	3,033,324	3,033,324	0	100.00
市債	687,100,000	0	0	0	-
計	3,036,453,000	757,601,116	727,469,813	30,131,303	96.02

3 指摘事項

- (1) 県支出金の下水道事業補助金について、補助金の請求の日で調定しているが、補助金交付決定の通知文書の收受日が調定日となるので、その日を調定日とするよう改められたい。
- (2) 文書管理システムにおいて、收受供覧文書に新たに文書番号を設定せず、「受」のまま供覧している文書が散見されたので文書取扱規程第37条に基づいて適正に処理されたい。

[選挙管理委員会事務局]

1 組織及び事務事業（平成27年9月30日現在）

選挙管理委員会事務局の組織は、局長1名、局長補佐1名及び再任用職員（一般事務職）2名の合計4名が配属されている。

事務事業としては、選挙・投票の管理執行、政治資金規正法、直接請求、選挙人名簿の登録、選挙人名簿の縦覧・閲覧、常時啓発及び芦屋市明るい選挙推進協議会に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成27年9月30日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
県支出金	21,955,000	0	0	0	—
諸収入	0	600,018	600,018	0	100.00
計	21,955,000	600,018	600,018	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 到達文書の收受処理について、收受日付印を押印していない文書が散見されたので、文書取扱規程第23条に基づいて適正に処理されたい。また、文書管理システムにおいて、收受供覧・起案文書に新たに文書番号を設定せず、「受」のまま起案・供覧している文書が散見されたので同規程第37条に基づき適正に処理されたい。

以上